

財務部 財政課

1 令和7年度 各会計別決算額一覧表

[単位：千円]

会 計 名		予 算 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳入歳出 差 引 額	翌年度へ繰越 すべき財源	実 質 収 支 額
一 般 会 計		50,104,375	47,478,789	46,516,441	962,348	141,443	820,905
特 別 会 計	国民健康保険事業	11,081,528	10,924,556	10,848,763	75,793	329	75,464
	公営墓地整備事業	28,400	20,861	20,843	18	0	18
	駐 車 場 事 業	49,000	49,344	46,730	2,614	0	2,614
	介 護 保 険 事 業	8,635,733	8,512,732	8,340,107	172,625	0	172,625
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	3,417,534	3,337,199	3,273,769	63,430	0	63,430
	小 計	23,212,195	22,844,692	22,530,212	314,480	329	314,151
	合 計	73,316,570	70,323,481	69,046,653	1,276,828	141,772	1,135,056

[単位：千円]

区 分			予 算 額	決 算 額	備 考
水 道 事 業 会 計	収 益 的 資 本 的	収 入	2,934,563	2,787,307	当年度純利益 336,890 前年度繰越利益剰余金 0 その他未処分利益剰余金変動額 217,926 当年度未処分利益剰余金 554,816
		支 出	2,811,300	2,450,417	
		差 引		336,890	[損益計算書（消費税含まず）による]
	資 本 的	収 入	1,226,199	437,383	資本的収入が資本的支出に対し不足する額517,291千円 は、減債積立金取崩額36,903千円、当年度分消費税及 び地方消費税資本的収支調整額23,792千円、当年度分 損益勘定留保資金275,572千円、建設改良積立金取崩額 181,024千円で補てんした。
		支 出	1,800,159	954,674	
		差 引		△ 517,291	(決算額は仮受消費税及び仮払消費税含む)
	下 水 道 事 業 会 計	収 入	3,193,590	2,956,698	当年度純利益 158,828 前年度繰越利益剰余金 0 その他未処分利益剰余金変動額 200,000 当年度未処分利益剰余金 358,828
		支 出	3,208,148	2,797,870	
		差 引		158,828	[損益計算書（消費税含まず）による]
病 院 事 業 会 計	収 益 的 資 本 的	収 入	1,194,055	826,872	資本的収入が資本的支出に対し不足する額747,724千円 は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,801千円、減債積立金200,000千円、過年度分損益勘 定留保資金493,923千円で補てんした。
		支 出	2,006,227	1,574,596	
		差 引		△ 747,724	(決算額は仮受消費税及び仮払消費税含む)
	病 院 事 業 会 計	収 入	10,217,975	10,144,648	当年度純損失 487,929 前年度繰越欠損金 447,610 その他未処分利益剰余金変動額 0 当年度未処理欠損金 935,539
		支 出	10,944,310	10,632,577	
		差 引		△ 487,929	[損益計算書（消費税含まず）による]
	資 本 的	収 入	1,333,968	946,169	資本的収入が資本的支出に対し不足する額207,691千円 は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,639千円、過年度分損益勘定留保資金206,052千円で 補てんした。
		支 出	1,603,209	1,153,860	
		差 引		△ 207,691	(決算額は仮受消費税及び仮払消費税含む)

※ 決算額については、決算認定までは「見込額」

2 基金の状況（令和8年5月31日現在）

[単位：千円]

区 分		前年度末現在高	令和 7 年度中増減額	令和 7 年度末現在高
一般会計	財 政 調 整 基 金	4, 913, 673	282, 674	5, 196, 347
	減 債 基 金	1, 551, 064	△ 21, 841	1, 529, 223
	開 発 関 連 公 共 施 設 等 整 備 基 金	210, 828	11, 203	222, 031
	グリーン・クリーン基金	462, 788	18, 659	481, 447
	公 共 施 設 等 整 備 基 金	1, 923, 370	160, 351	2, 083, 721
	地 域 福 祉 基 金	390, 409	593	391, 002
	市 民 活 動 基 金	162, 026	196	162, 222
	三 田 駅 前 一 番 館 基 金	906, 021	53, 885	959, 906
	文 化 振 興 基 金	1, 055	0	1, 055
	北 摂 三 田 ニュータウン 施 設 整 備 管 理 基 金	273, 233	230	273, 463
	ありがとう！三田っ子 応 援 基 金	556, 989	△ 13, 382	543, 607
	コロナに負けるな！ さんだエール基金	47, 611	△ 13, 151	34, 460
	地域医療確保基金	0	310, 996	310, 996
	まち・ひと・しごと創生 総 合 戦 略 応 援 基 金	0	0	0
	小 計	11, 399, 067	790, 413	12, 189, 480
特別会計	国 民 健 康 保 険 事 業 財 政 調 整 基 金	486, 345	1, 051	487, 396
	介 護 保 険 給 付 準 備 基 金	1, 755, 101	56, 996	1, 812, 097
	小 計	2, 241, 446	58, 047	2, 299, 493
合 計		13, 640, 513	848, 460	14, 488, 973

※年度末残高には出納整理期間中の増減を含みます

3 市債現在高の状況（令和8年5月31日現在）

[単位：千円]

区 分		令 和 7 年 度 末 現 在 高
一 計	総 務 債	2,008,677
	民 生 債	267,144
	衛 生 債	2,269,210
	農 林 業 債	158,649
	商 工 債	5,000
	土 木 債	5,959,426
	消 防 債	981,199
	教 育 債	4,861,703
	災 害 復 旧 債	69,194
	臨 時 財 政 対 策 債 等	13,487,663
	小 計	30,067,865
企 業 会 計	上 水 道 事 業 債	197,583
	下 水 道 事 業 債	7,494,599
	病 院 事 業 債	1,602,531
	小 計	9,294,713
合 計		39,362,578

4 債務負担行為の状況

[単位：千円]

区 分		令和8年度以降の支出予定額
土地・建造物等の購入に係るもの (五省協定(立替施行)によるもの)		25,999
	小中学校校舎・屋体等	25,999
製造・工事の請負等に係るもの		44,189,651
利子補給等に係るもの		3,036
指定管理にかかるもの		3,266,053
合 計		47,484,739

5 三田市未来への財政ロードマップ及び第1次実行計画の策定

令和7年2月に策定した「三田市財政収支見通し」では、今後10年間に約93億円の収支不足を見込む結果となり、新病院整備をはじめとする大規模投資事業等を見越した財政的備えの必要性や、社会の変化に適切に対応し、魅力ある施策・事業を実施できるだけの財政基盤の重要性について改めてお示ししたところ。こうした課題に正面から向き合い、市民の皆さんと共有し答えを見出すため、令和7年8月に三田市未来への財政ロードマップ（案）及び第1次実行計画（案）を公表し、翌9月から10月にかけてパブリックコメント及び市民意見交換会を実施し、広く市民の皆さまから数々のご意見をいただくとともに、市議会各会派からも貴重なご意見をいただきました。

これら手続きの結果を踏まえ、令和7年12月に「三田市未来への財政ロードマップ(期間：令和7年度～16年度)」及び「第1次実行計画(期間：令和7年度～9年度)」を策定しました。

●三田市未来への財政ロードマップの概要

【取組目標】

- 1. 令和16年度までに歳出を減少、歳入を増加させ、財政調整基金を取り崩さずに一般財源ベースでの収支均衡を図ります。
- 2. 新病院整備にかかる財政負担への備えとして新たに基金を設置し、令和16年度までに60億円を確保します。その原資として、毎年度3億円を積み立てるとともに、既存の年度間財源調整基金から30億円を活用します。

【取組方針】

三田市が目指すまちの姿を実現するため、4つの取組方針と12の戦略を掲げています。各戦略に基づく具体的な計画として、実行計画を策定し、年度ごとの取組目標を設定した上で、適切な進捗管理を行います。

【取組期間】

令和7年度～令和16年度までの10年間

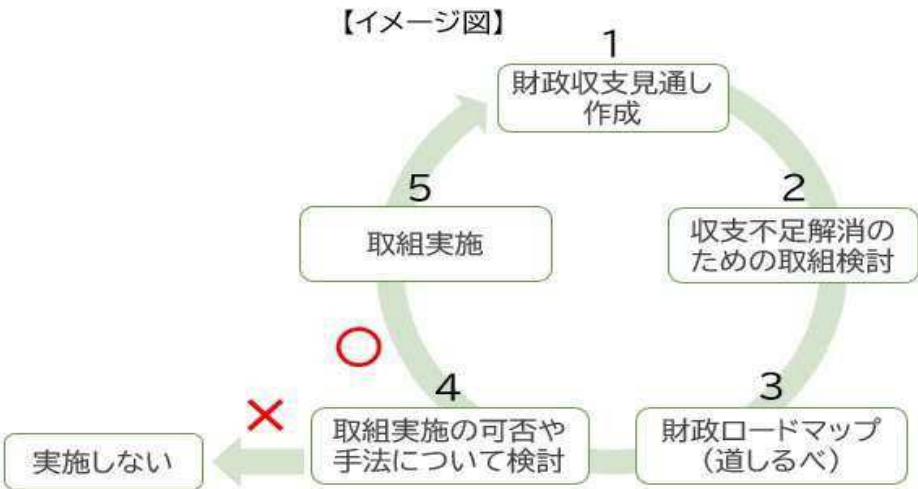
第1次実行計画	第2次実行計画	第3次実行計画
令和7年度～9年度（3年間）	令和10年度～12年度（3年間）	令和13年度～16年度（4年間）

【進め方】

第1次実行計画では、短期的に財政効果を発揮する取組を実施するとともに、中・長期的な財政効果につながる取組の実現に向けた仕組みづくりを進めます。

第2次・第3次実行計画では、第1次実行計画の取組状況を踏まえ、その中で構築した仕組みを活かしながら、取組を見直し追加するなど段階的な展開を図っていきます。

実行計画の各取組については、毎年度の進捗状況を評価・検証し、必要に応じて進め方や内容を柔軟に見直すことで、計画の実効性を高めます。



公共施設マネジメント推進課

1 公共施設マネジメントの推進

(1) 概要

一時代に整備した公共施設の老朽化が一斉に進むことや、人口減少、社会ニーズの変化に対応するために施設の最適化を図るとともに、市民ニーズに対応した維持管理を適切に行い、安心安全で維持可能な公共施設マネジメントの推進を図る。

(2) 経緯

平成 27 年 11 月	三田市公共施設白書 策定
平成 28 年 6 月	三田市インフラ白書 策定
平成 29 年 3 月	三田市公共施設等総合管理計画 策定
平成 30 年 12 月	三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針 策定
平成 31 年 4 月	公共施設の利活用における地域イニシアチブ実施要綱 施行
令和 3 年 3 月	三田市公共施設個別施設計画 策定
令和 4 年 3 月	三田市公共施設等総合管理計画 一部改訂【国の指針改定】
令和 5 年 3 月	三田市公共施設等総合管理計画 一部改訂【国の指針改定】
令和 6 年 3 月	三田市 P P P / P F I 手法導入優先的検討方針 策定
令和 6 年 8 月	三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針 ～中期検証及び中間見直しへの考え方～ 策定

(3) 令和 7 年度の取り組み

令和 7 年 4 月	・ 公共施設包括管理業務 導入
5 月	・ 公共施設マネジメントに関する市民アンケート結果 公表 ・ 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針 ～中間見直し版～（案）に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について 公表 ・ 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針 ～中間見直し版～ 策定

(4) 公共施設マネジメントに関する市民アンケート結果 公表

「三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針」の中間見直しを見据え、令和 6 年 8 月号広報さんだにて、公共施設に対する現状認識や公共施設マネジメントの必要性に関する考えを把握するために実施した、市民アンケート結果を公表。

回答件数：353 件

(5) 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針～中間見直し版～（案）に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について 公表

令和 7 年 3 月に「三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針中間見直し版～（案）に対し募集した、市民意見の概要と市の考え方を公表。

意見件数：2 件

(6) 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針～中間見直し版～ 策定

令和6年8月に策定した「三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針～中期検証および中間見直しへの考え方～」を踏まえ、『施設の総量は縮小するが、受け取れるサービスの質は充実する』考え方を基本として見直し、後期で取組むそれぞれの個別の施設の方向性を策定。

2 指定管理者制度

(1) 趣旨・概要

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他団体に、「公の施設」の管理権限を委任し、その施設の管理を行わせようとするもので、公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、①住民サービスの向上、②コストの縮減等を図ることを目的としている。

平成15年6月に地方自治法の一部改正により創設され、三田市では平成18年4月から導入している。

※ 公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設」で、総合文化センター、公園、体育館等が該当する。

(2) 年間評価

指定管理者が提供するサービスが安全かつ適正な水準で確実に実施されているかどうかをチェックするため、モニタリングを実施しており、その一環として毎年度終了後には「施設管理評価（年間評価）」を行い公表することとしている。

令和6年度において指定管理者制度を導入している施設の施設管理評価（年間評価）の結果について、令和7年9月にホームページにて公表している。

(3) 指定管理者が管理・運営する施設一覧（令和 7 年 4 月現在11件）

	施設名	指定管理者名	選定方法	指定期間		所管課
1	有馬富士自然学習センター	(公財)兵庫県園芸・公園協会	非公募	R3 年 4 月 1 日～ R8 年 3 月 31 日	5 年	文化スポーツ課
2	総合文化センター	J T B コミュニケーションデザイングループ	公募	R5 年 4 月 1 日～ R8 年 3 月 31 日	3 年	文化スポーツ課
3	心道会館	(株)清光社	公募	R4 年 4 月 1 日～ R9 年 3 月 31 日	5 年	文化スポーツ課
4	図書館 [本館、ウッド イタウン分館、藍分 室]	T R C 三田	公募	R6 年 4 月 1 日～ R11 年 3 月 31 日	5 年	文化スポーツ課
5	ガラス工芸館	N P O 法人 グ ラスクラフト協 会	公募	R6 年 4 月 1 日～ R11 年 3 月 31 日	5 年	文化スポーツ課
6	聖苑	さんだ斎苑管理 グループ	公募	R7 年 4 月 1 日～ R12 年 3 月 31 日	5 年	環境政策課
7	放課後児童クラブ（ゆ りのき台小学校区）	学校法人 親和 学園	非公募	R7 年 4 月 1 日～ R10 年 3 月 31 日	3 年	子ども育成課
8	障害児療育センター	(公財)ひょうご 子どもと家庭福 祉財団	公募	R3 年 4 月 1 日～ R8 年 3 月 31 日	5 年	障害福祉課
9	総合福祉保健センタ ー	(社福)三田市社 会福祉協議会	公募	R3 年 4 月 1 日～ R8 年 3 月 31 日	5 年	健康増進課
10	駐輪・駐車場（駐輪場 12 箇所、駐車場 2 箇 所）	(公社)三田市シ ルバー人材セン ター	公募	R4 年 4 月 1 日～ R9 年 3 月 31 日	5 年	管理課
11	都市公園（有料公園施 設 8 箇所）	P & S 三田コン ソーシアム	公募	R5 年 4 月 1 日～ R10 年 3 月 31 日	5 年	管理課

3 営繕に関わる事務

(1) 設計業務委託・監理業務委託

- ア 主管課：公民連携推進課
Cブロック公益的施設整備工事設計業務委託
- イ 主管課：地域づくり推進課
有馬富士共生センターシロアリ対策業務委託
- ウ 主管課：まちなブランド観光課
観光案内所整備工事実施設計業務委託
- エ 主管課：子ども育成課
三輪児童クラブ整備工事設計業務委託
- オ 主管課：教育総務課
あかしあ台小学校・ゆりのき台中学校 EV 棟増築工事監理業務委託
- カ 主管課：消防本部総務課
消防団第1分団器具庫建設工事設計業務委託
- キ 主管課：地域医療推進課
三田市新病院建設基本設計・実施設計業務委託

(2) 内部設計・工事監理

- ア 主管課：総務課
忠魂堂解体工事
三輪会館照明設備改修工事
- イ 主管課：地域づくり推進課
ウッディタウン市民センター空調設備等改修工事
ウッディタウン市民センター加圧給水ポンプ改修工事
有馬富士共生センター空調設備等改修工事
- ウ 主管課：文化スポーツ課
有馬富士自然学習センター防水・外壁改修工事
有馬富士自然学習センター照明設備等改修工事
ガラス工芸館防水・外壁改修工事
ガラス工芸館照明設備改修工事
- エ 主管課：子ども育成課
ゆりのき台小学校第1児童クラブ棟避難用出入口改修工事
- オ 主管課：幼児教育振興課
三田幼稚園大規模改修工事
- カ 主管課：生活福祉課
市営住宅南が丘団地給湯設備更新工事
市営住宅南が丘第2団地昇降機改修工事
- キ 主管課：健康増進課
総合福祉保健センター屋根・外壁等改修工事
- ク 主管課：管理課
駒ヶ谷体育館空調設備等改修工事

城山野球場空調設備等改修工事

ケ 主管課：教育総務課

三田小学校大規模改修工事(1期)

三輪小学校大規模改修工事(2期)

あかしあ台小学校 EV 棟増築工事

あかしあ台小学校防水等改修工事

つつじが丘小学校防水・外壁等改修工事

武庫小学校他 3 校家庭科室空調設備設置工事

学園小学校他 1 校教室空調設備設置工事

広野小学校防球ネット設置工事

けやき台小学校トイレ改修工事

ゆりのき台小学校トイレ改修工事

ゆりのき台中学校 EV 棟増築工事

富士中学校防水等改修工事

ゆりのき台中学校防水等改修工事

けやき台中学校他 1 校空調設備設置工事

ゆりのき台中学校校舎改修工事

コ 主管課：市民病院総務課

旧市民病院看護師寮等解体工事

(3) 単価改訂(阪神 7 市 1 町建築営繕連絡協議会-幹事市-)

ア 主管者会議 計 2 回

イ システム部会 計 0 回

ウ 建築部会 計 6 回

エ 電気部会 計 2 回

オ 機械部会 計 2 回

カ 施設見学研修会 計 1 回

4 公共施設包括管理業務

(1) 概要

ア 目的

本市が保有する公共施設に係る保守点検業務、維持管理業務、修繕業務及び巡回点検業務等を包括的に委託することで、民間事業者が有する施設管理における優れた専門性やノウハウ等を活用した質の高い施設マネジメントにより、施設管理水準の統一と品質の向上、情報の一元化による効率的な施設の維持管理を図ることを目的としている。

イ 対象施設

小中学校、幼稚園、保育所、市民センターなど 98 施設

ウ 対象業務

- ・保守点検業務（22 項目）：特殊建築物定期点検、消防設備点検などの法定点検業務及び空調換気設備保守点検など
- ・維持管理業務（6 項目）：日常清掃、定期清掃、植栽管理など
- ・修繕業務：1 案件 130 万円以下の日常的な小修繕
- ・巡回点検業務：対象施設の巡回点検

(2) 契約概要

ア 受託者

株式会社ザイマックス関西（大阪府大阪市）

イ 契約日

令和 7 年 1 月 1 0 日

ウ 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

エ 契約額

1,122,004,430 円（5 年間総額・税込）

[上段/下段：契約額/精算額]

年度	年度合計	内、保守点検・維持 管理業務費とマネジ メント費の合計	内、日常修繕費 ※精算対象
令和 6 年度	0 円	0 円	0 円
令和 7 年度	206,928,210 円	146,323,210 円	60,605,000 円
	181,611,797 円	146,323,210 円	35,288,587 円
令和 8 年度	223,229,610 円	161,716,610 円	61,513,000 円
	－ 円	－ 円	－ 円
令和 9 年度	224,832,520 円	162,396,520 円	62,436,000 円
	－ 円	－ 円	－ 円
令和 10 年度	234,496,910 円	171,124,910 円	63,372,000 円
	－ 円	－ 円	－ 円
令和 11 年度	232,517,180 円	168,194,180 円	64,323,000 円
	－ 円	－ 円	－ 円

(3) 業務実績

ア 保守点検業務(22項目) 実施件数

01. 特定建築物定期点検業務	46 件
02. エレベーター保守点検業務	110 件
03. 小荷物専用昇降機保守点検業務	5 件
04. 建築設備定期点検業務	4 件
05. 防火設備定期点検業務	30 件
06. 消防設備等点検業務	141 件
07. 防火対象物定期点検報告業務	8 件
08. 自家用電気工作物保守点検業務	503 件
09. 合併浄化槽保守点検業務	15 件
10. 受水槽保守点検等および水質検査	123 件
11. 空調・換気設備保守点検	551 件
12. ガス設備保守管理業務（ガスヒーポン）	1 件
13. 遠隔監視及び中央監視装置保守点検業務	3 件
14. 自動ドア設備保守点検業務	26 件
15. 電気パネルシャッター等保守点検業務	6 件
16. 防犯カメラ保守点検業務	74 件
17. 機械警備業務	(遠隔)
18. 駐車場システム保守点検業務	2 件
19. 舞台音響・吊物・照明設備等保守点検業務	47 件
20. プール浄化装置保守点検業務	43 件
21. 環境測定業務	6 件
22. 遊具保守点検業務	39 件
保守点検業務実施件数 計	1,783 件

イ 維持管理業務(6項目) 実施件数

31. 日常清掃業務	1,283 件
32. 定期清掃業務	20 件
33. トイレ清掃業務	28 件
34. 植栽管理業務	94 件
35. 有害虫駆除業務	25 件
36. グリストラップ・排水管等清掃業務	18 件
維持管理業務実施件数 計	1,468 件

ウ 修繕業務 実施件数及び実績額

教育総務課所管施設	196 件
幼児教育振興課所管施設	34 件
保育振興課	4 件
地域づくり推進課所管施設	107 件
生活福祉課所管施設	11 件
子ども政策課所管施設	4 件
学校教育課所管施設	2 件
危機管理課所管施設	0 件
まちのブランド観光課所管施設	0 件
文化スポーツ課所管施設	1 件
子ども育成課所管施設	26 件
消防総務課所管施設	16 件
日常修繕実施件数 計	401 件
日常修繕実施 実績額	35,288,587 円

エ 巡回点検業務 実績件数

全 98 施設	851 件
---------	-------

税 務 課

1 税務管理係

(1) 令和 7 年度中の市税条例等の改正

ア 三田市市税条例等の一部を改正する条例（令和 7 年 6 月 2 5 日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和 7 年 3 月 3 1 日公布）

（ア）個人市民税関係

特定親族特別控除創設に伴う規定の追加

（イ）軽自動車税関係

種別割税率の改正

（ウ）固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額要件を満たす場合の申告特例

（エ）市たばこ税関係

たばこ税課税方式の段階的な見直し

（オ）公示送達関係

公示送達に関する規定の見直し

（カ）その他所要の規定の整備

地方税法の改正に伴う参照条項等の改正

イ 三田市市税条例の一部を改正する条例（令和 8 年 4 月 1 日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和 8 年 3 月 3 1 日公布）

（ア）軽自動車税関係

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う削除、軽自動車税（種別割）の名称変更等に伴う一部改正

（イ）その他所要の規定の整備

地方税法の改正に伴う参照条項等の改正

ウ 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和 8 年 4 月 1 日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和 8 年 3 月 3 1 日公布）

地方税法の改正に伴う参照条項等の改正

(2) 公示送達(令和 7 年度 延べ件数)

ア 市県民税	1 2 5 件
イ 固定資産税	4 7 件
ウ 軽自動車税	1 7 件
エ 法人市民税	0 件

(3) 市たばこ税

別表 1 参照

(4) 法人市民税

別表 2 参照

(5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付（令和 7 年度）

ア	50cc以下	351枚
イ	90cc以下	26枚
ウ	125cc以下	240枚
エ	その他	106枚

(6) 軽自動車税

別表 3 参照

(7) 税に関する啓発

市広報誌、ホームページ等掲載

表 1 市たばこ税

（単位：円・本・％）

区 分	令和 7 年度（A）	令和 6 年度（B）	増減率 (A/B-1) × 100
税 額	515,090,042	519,589,279	△0.9
本数合計	78,615,697	79,302,394	△0.9
(内訳) 紙まきたばこ 手持品数	78,615,697 0	79,302,394 0	

表 2 法人市民税（均等割・法人税割）

（単位：人・千円・％）

区 分	納税義務者数		増減率	税 額		増減率
	令和 7 年 (A)	令和 6 年 (B)	(A/B-1) × 100	令和 7 年 (A)	令和 6 年 (B)	(A/B-1) × 100
均等割	2,149	2,128	1.0	341,912	344,388	△0.7
法人税割	979	960	2.0	930,794	1,075,090	△13.4

表 3 軽自動車税（種別割）

〔令和 7 年度末現在〕（単位：台・円）

課税台数内訳	区分		台数	区分		台数
	二輪・ 小型 特殊	原付 50 C C 以下	3, 798	軽三・ 軽四	旧税率適用	3, 918
		原付 51～250 C C	3, 185		新税率適用	13, 140
		251 C C 以上	1, 316		重課適用	5, 384
		その他	1, 973		軽課適用	105
					計	32, 819 台
決 算 額	239, 129, 090 円					

2 市民税係

(1) 個人市民税の納税義務者数

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
均等割	57,862 人	57,096 人	57,087 人
所得割	52,755 人	48,273 人	51,936 人

(2) 個人市民税の収入決算額

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
均等割（現年）	192,510 千円	188,155 千円	189,368 千円
所得割（現年）	7,008,283 千円	6,226,775 千円	6,789,527 千円

(3) その他

ア 兵庫地区税務連絡協議会

国税と地方税の連絡協調の円滑化を目的として設立（昭和45年4月～）

- ・ 会員：兵庫税務署、神戸県民局、阪神北県民局、神戸市兵庫市税事務所、神戸市北市税事務所、三田市
- ・ 活動内容：課税部会（確定申告事務打合せ会等）

イ 三田市租税教育推進協議会

市内の児童・生徒等に対し、租税の意義や役割を正しく理解させるため、教育関係者、国税当局及び地方税当局との緊密な連携・協調のもと、学校教育等における租税教育充実のための支援を行う。

- ・ 会員：兵庫税務署、阪神北県民局伊丹県税事務所、三田市、三田市教育委員会、三田市立小学校長会、三田市立中学校長会
- ・ 活動内容：学校教育における租税教育用の副教材の作成・配布、児童・生徒等に対する租税教室の開催（講師の派遣）、租税教育充実のためのその他の事業等

ウ 申告受付

市県民税申告は、国税の申告と併せ2～3月の申告期間中に受付をおこなっている。また、市内には税務署もなく市域も広いことから、郷の音ホール(三田市総合文化センター)に所得税の申告会場を設け、兵庫税務署の職員、税理士による申告相談を実施している。

令和8年度（令和7年分所得）市県民税申告受付件数実績

（単位：件）

会場相談※	郵送・投げ込み	合 計
611	816	1,427

※（2/16～3/16 市役所2号庁舎2301会議室他）

令和7年分所得税確定申告受付件数実績

（単位：件）

	相談	投げ込み	合 計
申告会場（郷の音ホール） （2/3～2/5）	675	910	1,585
合 計			1,585

3 資産税係

(1) 固定資産税・都市計画税

ア 固定資産課税台帳の縦覧等

地方税法第416条の規定に基づき固定資産課税台帳の縦覧を行う。

縦覧期間 令和7年4月1日～6月2日（土日祝日を除く。）

	縦覧件数	閲覧件数	審査申出の件数
土地	6	204	—
家屋	2	123	—
償却資産	—	12	—
合計	8	339	—

イ 異動件数（令和7年1月～12月）

（ア）土地の異動（法務局異動通知より）

所有権移転 5, 332件

表示登記 188件

換地 0件

地籍調査 461件

（イ）家屋の異動（令和7年度課税向け評価棟数及び法務局異動通知より）

新・増築棟数 202棟（木造 141棟・非木造 61棟）

新・増築延床面積 65, 247㎡
（木造 18, 299㎡・非木造 46, 948㎡）

既存所有権移転登記 1, 285件（マンションを除く）

既存表示登記 334棟（マンションを除く）

（ウ）マンションの異動（法務局異動通知より）

所有権移転 713件

表示登記 0件

（エ）償却資産の異動（償却資産申告書より）

新規義務者 266件（新規に申告のあった事業者数）

ウ 納税義務者

（単位：人・％） ※（ ）内は実数

	土地	家屋	償却	合計※	増減率
令和6年度	28,827	37,465	1,369	67,661 (42,880)	1.00
令和7年度	28,779	37,464	1,410	67,653 (42,787)	(1.00)

資料：各年度の決算時の調定表（各年5月末現在）

エ 固定資産の価格等の状況

(単位：㎡・千円) 免税点以上

	筆数又は 棟数	地積又は 床面積	評価額	固定資産税 課税標準額	都市計画税 課税標準額
田	18,582	19,817,371	3,674,984	2,971,962	739,087
畑	4,273	1,897,921	198,942	120,527	
宅地	63,022	12,748,141	376,955,397	127,438,248	158,132,857
山林	13,783	56,413,731	1,157,844	1,018,475	4,765,924
原野	3,313	1,233,260	133,589	93,259	
池沼	21	7,917	982	982	
雑種地	7,782	6,773,012	16,744,256	11,555,189	
土地計	110,776	98,891,353	398,865,994	143,198,642	163,637,868
家屋	43,291	7,609,600	279,796,995	279,468,271	239,905,004
償却資産			139,431,230	137,853,652	
合計			818,094,219	560,520,565	403,542,872

資料：固定資産の価格等の概要調書（令和7年1月1日現在）

注：宅地の筆数については、小規模住宅用地、一般住宅用地及び商業地等（非住宅用地）に区分されたものの合計のため、実数とは異なる。

参考：宅地の実筆数（免税点以上のもの） 39,560筆

オ 下落修正

地方税法附則第17条の2に基づき令和6年7月1日から令和7年7月1日までの間に地価が下落したと認められることより、令和8年度に向けての土地の価格の下落・修正率を求める。

市税収入の状況

〔人口・世帯は３月末現在〕（単位：円・％）

年度（予算額） 税 目 区 分			令和 7 年度（18,497,886,000）			令和 6 年度（17,509,341,000）		
			収入額	収納率 A	前年比 (A-B)	収入額	収納率 B	前年比
普 通 税 現 年 度 分	市 民 税	個 人	7,200,793,497	99.4	△ 0.1	6,414,930,129	99.5	0.0
		法 人	1,272,706,087	99.9	0.0	1,419,478,028	99.9	0.0
		小 計	8,473,499,584	99.5	0.0	7,834,408,157	99.5	0.0
	固 定 資 産 税	固定資産税	7,658,210,307	99.5	0.0	7,625,537,456	99.5	△ 0.1
		交 付 金	287,199,800	100.0	0.0	292,975,500	100.0	0.0
		小 計	7,945,410,107	99.5	0.0	7,918,512,956	99.5	△ 0.1
	種別割 (軽自動車税)	239,129,090	99.0	0.0	234,401,160	99.0	△ 0.2	
		環境性能割 (軽自動車税)	25,329,700	100.0	0.0	19,012,700	100.0	0.0
		市たばこ税	515,090,042	100.0	0.0	519,589,279	100.0	0.0
	現年度分合計①	17,198,458,523	99.5	0.0	16,525,924,252	99.5	△ 0.1	
普 通 税 滞 納 繰 越 分	市民税(個人・法人)		39,653,794	39.9	2.0	39,404,621	37.9	1.3
	固定資産税		38,057,344	24.2	4.3	30,981,858	19.9	△ 1.0
	種別割 (軽自動車税)		1,880,740	26.6	△ 5.9	2,449,164	32.5	9.3
	滞納繰越分合計②		79,591,878	30.2	2.9	72,835,643	27.3	0.3
普通税合計（①+②）…③			17,278,050,401	98.5	0.1	16,598,759,895	98.4	0.1
目 的 税	現年	入湯税	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
		都市計画税	1,186,724,965	99.5	0.0	1,169,878,241	99.5	△ 0.1
	滞納	都市計画税	5,935,767	23.5	4.0	4,931,976	19.5	△ 0.9
目的税合計…④			1,192,660,732	97.9	0.1	1,174,810,217	97.8	0.0
市税合計（③+④）			18,470,711,133	98.4	0.0	17,773,570,112	98.4	0.1
市税調定額			18,764,370,802 円			18,069,698,426 円		
1 人当たり市税(調定)			178,528 円(105,106 人)			170,551 円（105,949 人）		
1 世帯当たり市税(調定)			392,470 円(47,811 世帯)			380,271 円（47,518 世帯）		

5 市税収入の推移

(単位：千円・%)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
		収入額	収入額	収入額	収入額	収入額
		徴収率	徴収率	徴収率	徴収率	徴収率
市 税 収 入	現年	18,385,183	17,695,802	17,580,777	17,591,929	17,446,284
		99.5	99.5	99.6	99.6	99.6
	滞 繰	85,528	77,768	84,513	88,551	(通常分) 100,990
						(コロナ特例猶予分) 129,517
		29.6	26.6	26.4	25.5	(通常分) 24.9
						(コロナ特例猶予分) 97.9
	合 計	18,470,711	17,773,570	17,665,290	17,680,480	17,676,791
		98.4	98.4	98.3	98.1	97.9

6 市税収納向上

口座振替の推進

(趣旨)

市民の利便性の向上や納期内納付を促進し自主納付体制の確立と収納向上に資するため、口座振替の促進を図る。

<振替率の推移>

(単位：%)

年 度		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
税 目	市県民税	39.1	34.4	35.3	36.0	37.0
	固定資産税	56.7	57.3	58.1	58.4	58.9
	軽自動車税	40.1	40.3	40.3	40.4	40.6

(口座振替件数／調定件数×100にて算出)

収納対策課

1 令和7年度における徴税の取組み

(1) 公金収納向上対策

三田市納税推進センターの運営

ア 人員体制 2名（会計年度任用職員2名）

イ 業務内容

（ア）電話（オペレーターによる架電及び自動音声電話）による納付勧奨

（イ）納付書、催告文書の作成・発送

（ウ）納税相談窓口への誘導

（エ）口座振替の勧奨

ウ 業務実績

	令和7年度
対象税目	市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）・国民健康保険税
対象者	令和7年度市税滞納者
架電（着電）総数	17,391（7,382）回
納付書発送件数	934件
納付約束金額（のべ金額）	21,531千円

（注）令和7年7月15日から令和8年5月31日までの実績（例年、督促納期限の約2週間後の日から出納閉鎖まで電話案内を実施）

(2) 滞納処分状況

（意義）

納税者が納期限までに市税を完納しないときに、督促を行ってもなお完納しない場合に、他の納税者との負担の公平を確保するために滞納者の財産を差し押え、更に公売するなど強制的な徴収手続きを実施します。

（単位：件）

	区 分	債 権	動 産	不 動 産	合 計
市 税	差押件数	477	1	8	486
	公売件数	—	—	3	3
国保税	差押件数	251	—	6	257
	公売件数	—	—	1	1

(3) 滞納処分停止の状況

(意義)

滞納者に滞納処分をすることができる財産がないとき等一定の事由があるときに、滞納処分の執行を停止する場合があります。

(単位：件、千円)

処分事由	市 税		国 保 税	
	件数	金額	件数	金額
地方税法第15条の7第1項	2 8	4, 3 3 3	1 4	1, 7 4 5
(内訳) 同項第1号	7	2, 5 5 5	2	6 0 3
同項第2号	8	4 7 0	5	4 3 2
同項第3号	1 3	1, 3 0 8	7	7 1 0
地方税法第15条の7第5項	1 9	2, 7 9 5	4	8 2 6
合 計	4 7	7, 1 2 8	1 8	2, 5 7 1

※件数については実人数を記載しています。

地方税法（抜粋）

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(4) 不納欠損の状況

(意義)

滞納処分の停止をした後、一定期間が経過した場合や徴収権の消滅時効が到来した場合には、市税を欠損処理します。

(単位：件、千円)

処分事由	市 税		国 保 税	
	件数	金額	件数	金額
地方税法第15条の7第4項	8 4	8 6 4	2 5 2	3 , 1 5 7
(内訳) 同条第1項第1号	7	1 0 9	9 7	1 , 5 5 1
同条第1項第2号	7 6	7 5 3	1 5 3	1 , 6 0 2
同条第1項第3号	1	2	2	4
地方税法第15条の7第5項	1 0 7	2 , 4 3 4	1 9	8 2 6
地方税法第18条第1項	1 0 3	2 , 0 8 8	1 1 8	6 1 0
合 計	2 9 4	5 , 3 8 6	3 8 9	4 , 5 9 3

※件数は税目毎の期数の合計を記載しています。

地方税法（抜粋）

(地方税の消滅時効)

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する

2 令和7年度における税外債権収納の取組み

(1) 税外債権の保全・管理等に関する相談件数 84件

(2) 三田市納付推進センターの運営

ア 人員体制 2名（納税推進センター兼務 会計年度任用職員2名）

イ 事務内容

（ア）電話による納付勧奨

（イ）納付書発送指示

（ウ）口座振替勧奨

（エ）納付相談への誘導

ウ 業務実績

対象債権	介護保険料・後期高齢者医療保険料
対象者	令和7年度滞納者
架電（着電）総数	1,496（278）回
納付書発送指示件数	42件
納付約束金額（のべ金額）	1,427,288円

（注）令和7年9月16日から令和8年5月31日までの実績（例年、督促納期限の約2週間後の日から出納閉鎖まで電話案内を実施）

3 債権の適正管理の推進

(1) 三田市公金収納対策委員会（7月実施）

4 コンビニ収納

(1) 対象税料目

市税（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税）

(2) 利用状況

件数 76,505件（その内、スマホ決済サービス利用は10,889件）

（注）令和8年3月末現在の状況で確報により算定